

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正への対応について（案）

1. 改正の経緯

- (1) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準（以下、「水濁基準」という。）については、「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示346号）を平成17年8月3日に改正し、平成18年8月3日に施行したところ。
- (2) これにより、同日以降に登録申請された農薬については、改正後の基準が適用されることとなった。
- (3) 環境省では、新たな水濁基準を適切に施行するため、平成17年度に「水質汚濁に係る環境中予測濃度（水濁P E C）算定方法検討調査事業」を実施し、水濁P E Cの算定方法を取りまとめ、前回の農薬小委員会でも御議論いただいたところ。

< 主な改正内容 >

水田使用農薬のみならず、非水田使用農薬も含めて原則すべての農薬について基準値を設定することとした。

基準値の設定にあたっては、飲料水からの農薬暴露に加えて、生物濃縮係数が5,000を超える農薬については魚介類の摂取による曝露を考慮して基準値を設定することとした。

曝露評価の指標として、従来の水田水中における150日間の平均濃度に代わり、当該農薬を使用した場合の公共用水域の水中における予測濃度（以下、「水濁P E C」という。）を用いることとし、水濁P E Cの値が基準値を超えないこととした。

2. 残された課題

- (1) 水濁基準値は、飲料水からの農薬暴露をA D Iの10%^{注)}とし、A D Iを基礎に設定することとしている。
注) 生物濃縮係数が5,000を超える農薬については魚介類の摂取による曝露を5%として加算する。
- (2) 非水田使用農薬のうち、食用以外の農作物（花、樹木、芝等）にのみ適用のある農薬（以下、「非食用農薬」という。）については残留基準値の設定が不要なことから、食品安全委員会等によるA D Iの設定が行われておらず、また、登録申請時にも、農林水産省が定めるテストガイドラインにおいて慢性毒性試験等の提出が求められていない。
- (3) これらのA D Iが設定されていない非食用農薬について、どのようにして水濁基準値を設定するかが残された課題。
- (4) この課題については、事務局で対応方針（案）を検討することとし、次回の農薬小委員会で御議論いただきたいと考えているところ。



水質汚濁に係る登録保留基準の改正概要

参考1

第二次環境基本計画を踏まえ、持続可能な社会の構築を実現する上で、従来の対応に加え農薬の環境リスクの評価・管理制度の中に、生物濃縮性の観点を取り入れ、人の健康保護の取組を強化することが重要。

旧基準

● 水田用農薬

水田使用農薬のみ対象



● 飲料水経路のみを考慮した評価

● 基準値と水田水中濃度を比較

課題

- ・畑地等で使用される農薬が適用外であるため農薬全体としてのリスク管理が不十分
- ・飲料水経路の影響のみを考慮してきており、生物濃縮性の観点が無いため、リスク評価として不十分

改正

昭和46年3月農林水産省告示346号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）（平成17年8月3日改正、平成18年8月3日施行）

新基準

● 水田用農薬

+

● 畑地用農薬

水田使用農薬に加え、畑地等で使用される農薬についても対象



+



● 【生物濃縮係数が5000を超える場合】飲料水に加え、魚介類からの摂取を考慮

● 基準値と公共用水域での予測濃度（水濁PEC）を比較

農薬による
環境リスクの低減

人の健康の保護

【 参照条文 】

農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件（平成十七年八月三日環境省告示第八十三号）（抄）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成十八年八月三日から適用する。ただし、同日前にされた登録の申請に関し、同項第四号から第七号までの各号のいずれかに該当するかどうかの基準については、なお従前の例による。

（以下、略）

農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和四十六年三月二日農林省告示第三百四十六号）（抄）
（最終改正：平成十七年八月三日）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三条第一項第四号から第七号まで（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の各号の一に掲げる場合に該当するかどうかの基準を次のように定め、昭和三十八年五月一日農林省告示第五百五十三号（農薬取締法第三条第一項第四号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）は、廃止する。

一～三 （略）

四 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散した場合に水質汚濁の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水質汚濁予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、法第三条第一項第七号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

備考

1～3 （略）

4 水質汚濁予測濃度は、当該種類の農薬が、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に予測されるほ場から公共用水域への流出水中における当該種類の農薬の成分の濃度の十分の一に相当する濃度に当該農薬の公共用水域への飛散を勘案して算出するものとする。

農薬の登録申請に係る試験成績について（抄）

（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）

（前略）

第4 試験成績の提出の除外について

第1の規定にかかわらず、別表2に掲げる場合その他当該農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等からみて試験成績の一部につきその提出を必要としない合理的な理由がある場合には、申請者は、当該理由を記載した書類等を当該試験成績に代えて提出することができる。

（中略）

（別表2）

第4中「別表2に掲げる場合」とは、下表の左欄のそれぞれの試験成績ごとに同表の右欄に示す場合のことをいう。

（以下、抜粋）

試験成績	試験成績の提出を要しない場合
1年間反復経口投与毒性試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合 <u>当該農薬の剤型、使用方法等からみて、人が当該農薬の成分物質等を長期にわたり摂取するおそれがないこと、摂取する量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合</u> （略）
発がん性試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合 <u>当該農薬の剤型、使用方法等からみて、人が当該農薬の成分物質等を長期にわたり摂取するおそれがないこと、摂取する量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合</u> であって、かつ、変異原性が明確に認められない場合 （略）
繁殖毒性試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合 <u>当該農薬の剤型、使用方法等からみて、人が当該農薬の成分物質等を長期にわたり摂取するおそれがないこと、摂取する量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合</u> （略）

農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の運用について(抄)

(平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)

(前略)

4. 試験成績の提出の除外について

局長通知の第1に掲げる試験成績は、農薬の登録検査を行う上で必要不可欠なものとして位置付けられたものであるが、農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等の観点から、その一部につき提出を要しない場合もある。

これら試験成績の提出を要しない場合に係る条件等については、登録申請に係る農薬ごとに判断すべきものである一方、個々の試験成績の登録検査における位置付け等を踏まえ、提出を要しない場合の考え方についてその一部を局長通知の別表2に示したところである。

以下、局長通知の別表2及びその他試験成績の提出の除外に係る運用指針を示す。

なお、被験物質の性状等から、試験の実施が困難である場合についても、ここでいう「試験成績の一部につきその提出を必要としない合理的な理由」がある場合とみなすものとする。

(1) (略)

(2) 毒性に関する試験成績について

～ (略)

1年間反復経口投与毒性試験成績、発がん性試験成績及び繁殖毒性試験成績

ア.「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、人が当該農薬の成分物質等を長期にわたり摂取するおそれがないこと、摂取する量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合」として、例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。

(ア) 食品の用に供される農作物以外の農作物に使用される場合

(イ) 当該農薬の剤型、使用方法等からみて適用農作物が直接当該農薬に暴露するおそれがない場合として、例えば、次に掲げる場合。

a. 誘引剤等当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合

b. 忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等配置して使用される場合

(ウ) 種子等に粉衣又は浸漬して使用される農薬等適用農作物の生育の初期段階において使用されること等の理由により、当該農作物を通して人が当該農薬の成分物質等を摂取するおそれがきわめて低いと認められる場合

イ.(略)

～ (略)

(以下略)